

船舶事故調査報告書

平成23年9月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成23年5月4日（水、祝日） 06時25分ごろ
発生場所	山口県下関市吉見漁港 吉見港A防波堤灯台から真方位247°490m付近 （概位 北緯34°03.9′ 東経130°53.7′）
事故調査の経過	平成23年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{みはる} 三晴丸、5トン未満 291-28609山口、個人所有 11.65m (Lr) × 2.64m × 0.93m、FRP ディーゼル機関、235.36kW、平成1年2月 B モーターボート ^{ヒコマル} HIKOMARU、5トン未満 291-30813山口、個人所有 6.80m (Lr) × 2.56m × 1.09m、FRP ガソリン機関、103.00kW、平成3年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年9月7日 免許証交付日 平成20年2月6日 （平成25年3月13日まで有効） B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月4日 免許証交付日 平成21年4月22日 （平成26年6月2日まで有効）
死傷者等	B 軽傷 1人（船長B 右手及び腰部打撲傷）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部に亀裂、操舵室前面及び右舷側の窓ガラスを破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、平成23年5月4日06時20分ごろ吉見漁港の定係地を出航し、船長Aが、椅子に座って手動操舵に当たり、約4～5ノット（kn）の対地速力で吉見漁港内を南西進中、06時24分ごろ船首方約100mにB船を視認したが、間もなくB船が船首の浮上により生じた死角（以下「船首死角」という。）に入って視認できなくなった。

	<p>船長Aは、レーダーには3個の映像が映っていたが、この3個の映像は本船よりも先に出航した小型船であり、B船の映像が見当たらなかったの で前方を見たところ、船首方約20～30mにB船を視認したことから、 左舵一杯としてB船を避けようとしたが、06時25分ごろ、吉見港A防 波堤灯台から真方位247°490m付近において、左回頭中のA船の船 首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、05時35分ご ろ吉見漁港の定係地を出航し、06時00分ごろ同漁港内の釣り場に着 き、機関をかけた状態でクラッチを中立とし、船首を北西に向けて漂泊し た。</p> <p>船長Bは、漂泊したときは周囲に接近する船舶がいなかったので、本船 の後部で腰を掛け、同乗者が前部で釣りをを行った。</p> <p>船長Bは、衝突前に沖に向かって航行する数隻の漁船を視認して間もな く、右舷側約50mのところB船に向けて接近するA船を視認し、A船 の船首が浮上して操船者の顔が見えなかったので大声を出したが、A 船と衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが海上保安部に事故の発生を連絡したのち、釣り場に向 かった。</p> <p>B船は、自力航行して定係地に帰港した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波 ほとんどなし、潮流 ほとんどなし</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、B船を初認したとき、一見しただけでB船の動静までは見て いなかった。</p> <p>A船は、釣り客を船尾側に乗せていたので、約4～5knの速力でも船首 が数十cm浮上し、椅子に腰を掛けた姿勢では船首死角が生じていた。</p> <p>船長Aは、日頃は船首死角を補うために立って操船していたが、本事故 当時、椅子に腰を掛けてレーダーを見ていた。</p> <p>B船の同乗者は、A船の接近に気付かなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、吉見漁港内を南西進中、船長Aが、船 首方約100mにB船を視認したものの、B船が 船首死角に入って視認できなくなったが、レーダ ーのみを見て船首死角を補う適切な見張りを行っ ていなかったことから、B船が漂泊していること に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考え られる。</p> <p>B船は、吉見漁港内で漂泊して釣り中、船長B が、接近する船舶はいないものと思込み、釣りに 注意を向けて適切な見張りを行っていなかった ことから、接近するA船に気付かずに漂泊を続 け、A船と衝突したものと考えられる。</p>

原因	<p>本事故は、吉見漁港内において、A船が南西進中、B船が漂泊中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船に接近する状況で船首死角を生じている場合には、船首死角を補う適切な見張りを行うこと。 ・ 他船を視認したときは、動静を的確に判断すること。 ・ 漂泊中であっても適切な見張りを行い、接近する船舶があれば、有効な音響による信号を行うなどして注意を喚起すること。